

市立岸和田市民病院院内保育所運營業務委託にかかる公募型プロポーザル

関係配布資料一覧

1. 市立岸和田市民病院院内保育所運營業務委託にかかる 公募型プロポーザル実施要項	1 部
2. 市立岸和田市民病院院内保育所運營業務委託仕様書	1 部
3. プロポーザル参加申請書（様式 1）	1 部
4. 市立岸和田市民病院院内保育所運營業務委託企画提案書（様式 2）	1 部
5. 市立岸和田市民病院院内保育所運營業務企画提案書作成要領【別紙 1】	1 部
6. 保育施設受託実績表（様式 3）	1 部
7. 会社概要（様式 4）	1 部
8. 業務委託見積書（様式 5）	1 部
9. 業務委託見積書について【別紙 2】	1 部
10. 誓約書（様式 6）	1 部
11. 質問書（様式 7）	1 部
12. 辞退届（様式 8）	1 部
13. 平面図	1 部
14. 保育所運営規程（参考）	1 部
15. 病児保育規程（参考）	1 部

(様式1)

プロポーザル参加申請書

令和 年 月 日

市立岸和田市民病院 開設者
岸和田市長 佐野 英利 様

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

印

「市立岸和田市民病院院内保育所運營業務委託にかかる公募型プロポーザル実施要項」の内容を理解し、参加申請書を提出します。

なお、上記実施要項の「4. 参加資格」に掲げる要件の全てに該当すること、並びに本書及び参加要件資料の記載事項と相違ないことを誓約します。

(担当者) 住所

部署

氏名

電話番号

(様式2)

令和 年 月 日

市立岸和田市民病院 開設者
岸和田市長 佐野 英利 様

市立岸和田市民病院 院内保育所運営業務委託 企画提案書

「市立岸和田市民病院院内保育所運営業務委託作成要領及び仕様書」に基づき企画提案書及び添付書類を提出いたします。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

(提出者) 住 所

商号又は名称

代表者名

印

電話番号

(担当者) 氏 名

部 署

連絡先

【別紙 1】

市立岸和田市民病院院内保育所運営業務企画提案書作成要領

1 提案書

市立岸和田市民病院院内保育所運営業務委託仕様書に基づき、下記 2 に挙げる関係書類を添付して提出すること。

ただし、下記の項目に加えて、新たな事項について提案を行うことは妨げない。

なお、提案書は簡潔に分かりやすく記入すること。

2 提案書に添付する書類

次に示す内容が記載された書類を提出すること。様式は任意とする。

(1) 保育所運営内容について

- ① 保育理念、運営方針（保育所運営にあたっての基本的な考え方、目標等）
- ② 保育内容（考え方、教材、デイリープログラム、年間保育計画・保育指導計画・行事計画等）
- ③ 子どもの健康管理・衛生管理（考え方とその方策）
- ④ 安全管理（考え方とその方策）※SIDS、窒息、骨折、熱中症等の対策についても記載要
- ⑤ 感染管理（考え方とその方策）
- ⑥ 給食・おやつの提供（考え方、取り組み事例、授乳・離乳食・食物アレルギー児への個別対応、食育についての取り組み等）※窒息・嚥下の対策についても記載要
- ⑦ 保護者との連絡・連携（考え方とその方策）
- ⑧ 苦情処理体制（考え方とその方策）
- ⑨ 病院との連絡・連携・運営状況の報告（連絡体制、保育日誌・業務報告書等病院への報告様式）
- ⑩ 個人情報保護・情報公開（考え方とその方策）

(2) 人員計画・雇用管理について

- ① 職員の配置計画・勤務体制（考え方、配置基準（常勤・パートの別、実務経験年数も含めて）、職員のシフト体制、職員定着のための取り組み方針、不測の事態への対応等）
- ② 職員の研修・資質向上（考え方、研修計画、取り組み事例）
- ③ 職員の健康管理（定期健康診断、予防接種、メンタルヘルス等）

(3) 特別保育への対応について

- ① 一時預かり保育への対応（考え方、職員体制、気象警報発令時を含め急な利用への対応等）
- ② 24時間保育への対応（考え方、職員体制、取り組み事例）
- ③ 病児保育への対応（考え方、職員体制、取り組み事例、受付時間）

(4) その他、アピールポイント

- ① 保護者が負担する費用（雑費、指定用品の購入等）について明示すること
- ② 布団の管理（保護者の持ち帰り又は保育所側の管理の別）について明示すること
- ③ 使用済みおむつの廃棄方法（保護者持ち帰り又は保育所側で廃棄）について明示すること
- ④ 慣らし保育期間（必要日数）
- ⑤ その他委託業務にかかる独自の提案事項等（長期休暇期間の学童保育の実施等）

※①～④については、保護者向けの入園のしおり等に記載している場合、しおり等を添付することで提案書の一部として替えることができるものとする。

留意事項

- (1) 企画提案書は、原則としてA4サイズ・左綴りとする。

表紙には「市立岸和田市民病院院内保育所運営業務委託企画提案書」（様式2）を用い、項目ごとに番号を付し記入すること。

- (2) 提出部数は15部とし、提出後の資料追加、修正は認めない。また、提出された書類等は返却しない。
- (3) 必要に応じて補足資料の提出を求めることがある。

【別紙 2】

業務委託見積書について

1. 見積書の項目について

(1) ～ (3) の月額委託料を見積もること（消費税別途）。また算出根拠のわかる資料を併せて提出すること。

- (1) 通常保育委託料（延長保育料も含む）
- (2) 夜間保育委託料
- (3) 病児保育委託料（受付時間を示すこと）

※固定費が生じる場合は詳細を示すこと。

※1カ月の利用人数又は開所日数により委託料が異なる場合は詳細を示すこと。

2. 想定利用数について

下記の利用実績で月額の委託料を算出すること。

○令和6年度月平均利用実績

- ・通常保育 月極利用人数 10人／月 一時利用延べ人数 14人／月
- ・夜間保育 夜間保育開所日数 8日／月 1回の利用人数 2人／回
- ・病児保育 利用人数 0人／月

※新型コロナウイルス感染症のため、令和2年8月より一時閉鎖

- ・土曜日の平均利用人数…2.6人（基本保育：午前7時30分～午後7時00分）
なお、金曜（夜間）～土曜の平均利用人数は1.4名。
- ・延長保育実績…17回（月1～2回程度）

〔内訳〕30分延長（19:00～19:30）…9回

1時間延長（19:00～20:00）…7回

30分延長（11:00～11:30）…1回

- ・月極利用児童の月齢…月極利用者12名（令和7年3月時点）

〔月齢ごとの人数内訳〕R6/4/2～R7/4/1…1名

R5/4/2～R6/4/1…5名

R4/4/2～R5/4/1…6名

- ・平均保育時間…午前7時56分～午後6時15分。ただし夜間開所日は除く。
- ・病児受付時間…前日18時00分まで。または、当日7時45分～10時00分まで。
- ・土曜保育休園実績（土曜保育で預かり0名で休園した実績）…年5回

3. 現在の委託料について（参考）

（1）通常保育委託料

①基本保育委託料 1 か月あたり 792,000 円（税別）

②月極保育委託料 1 か月あたり保育児童数※により異なる（税別）

※保育児童数…月極保育利用児童 1 名は 1 名として扱う。

…一時保育利用児童の利用日数を合計し、20 で除して得られた数値を月極保育児童数として扱う。

1 名～9 名	250,000 円
10 名～15 名	500,000 円
16 名～20 名	750,000 円
21 名～25 名	1,000,000 円
26 名～30 名	1,250,000 円
31 名～35 名	1,500,000 円

（2）夜間保育委託料 1 回あたり 50,000 円（税別）

（3）病児保育委託料 月間 146,500 円（税別）

ただし、開園 1 日あたり 10,000 円を病児保育委託料に加算する。

(様式6)

誓 約 書

私は、岸和田市が岸和田市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務事業により暴力団を利用することとならないように、暴力団員又は暴力団密接関係者を入札、契約等から排除していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

1 私は、岸和田市の物品・工事・業務委託・建設コンサルタント等を受注するに際して、暴力団員又は岸和田市暴力団排除条例施行規則第2条各号に掲げる者(以下「暴力団密接関係者」という。)のいずれにも該当しません。

2 私は、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、岸和田市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。

3 私は、本誓約書及び役員名簿等が岸和田市から大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部に提供されることに同意します。

4 私が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると岸和田市が大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は岸和田市の調査により判明した場合には、岸和田市が岸和田市暴力団排除条例及び岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱に基づき、岸和田市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。

5 私が岸和田市暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等(ただし、当該下請負人等有資格者で入札参加資格申請時に誓約書を提出済のものは除く。)から誓約書を徴し、当該誓約書を岸和田市に提出します。

6 私が使用する下請負人等が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する事業者であると岸和田市が大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部から通報を受け、又は岸和田市の調査により判明し、岸和田市から下請契約等の解除又は第二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

7 私は、当契約に関することについて、暴力団等から不当介入等を受けた場合は、岸和田市長に報告し、所管警察署に届出します。

岸和田市長 様

令和 年 月 日

所在地

(フリガナ)
商号又は名称

(フリガナ)
代表者(受任者) 職氏名

使用印

(契約書に押印する印鑑と同一印)

生年月日

年 月 日生

(様式8)

辞 退 届

令和 年 月 日

市立岸和田市民病院 開設者

岸和田市長 佐野 英利 様

申 込 者

住所 (所在地)

名 称

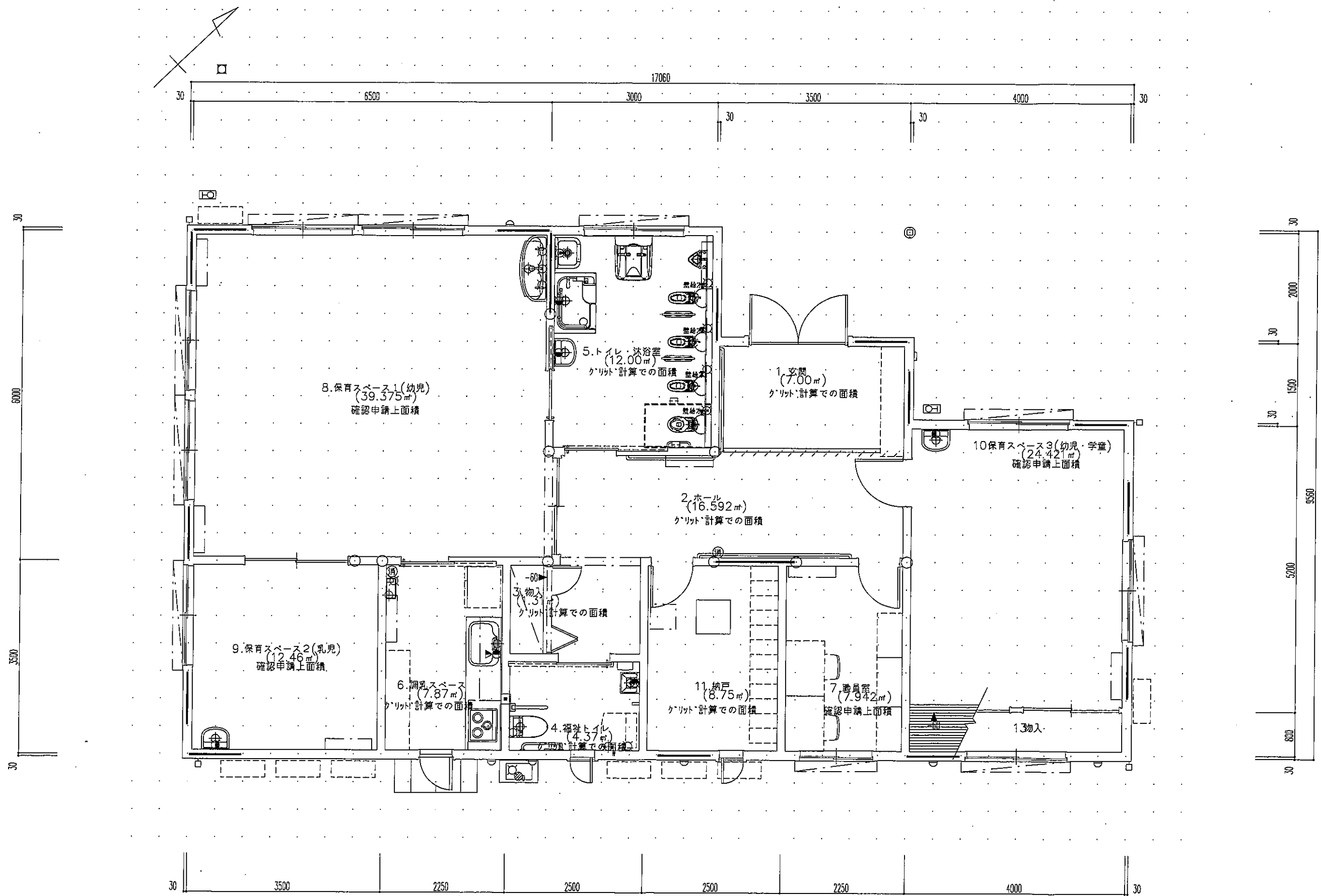
代 表 者 氏 名

市立岸和田市民病院院内保育所運營業務委託の業者選定にかかる企画提案の参加について、辞退いたします。

記

1 辞退理由

以上



1階平面図 1/50

《市立岸和田市民病院「すくすくルーム」運営規程》

市立岸和田市民病院すくすくルーム運営規程

改正 平成 21 年 7 月 21 日（位置移転、定員増）

改正 平成 22 年 8 月 1 日（欠席児童の保育料）

改正 平成 23 年 4 月 1 日（年末年始の休所日変更）

改正 平成 31 年 4 月 1 日（住所、開所時間の変更）

改正 令和 2 年 2 月 1 日（夜間保育利用時の延長保育料）

改正 令和 7 年 7 月 7 日（延長保育、自己負担、慣らし保育料等追加）

（設置及び趣旨）

第 1 条 市立岸和田市民病院（以下「病院」という。）に勤務する職員の離職防止と子育て支援を目的として病院内に保育所を設置する。

2 この規程は、病院内に設置する保育所の運営について必要な事項を定めるものとする。

（名称及び施設の位置）

第 2 条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市立岸和田市民病院すくすくルーム保育所

位置 大阪府岸和田市小松里町 2053 番地

（業務体制）

第 3 条 保育所に保育責任者 1 人を置くとともに、児童福祉法（以下「法」という。）に基づき保育児数に応じた保育士等の配置を行う。

（休所日及び開所時間）

第 4 条 保育所の休所日は、次の各号のとおりとする。但し、院長が特に必要と認めるときはこれを変更し、又は臨時に休所することがある。

（1）日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

（3）12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日

2 保育所の開所時間は、次の各号のとおりとする。

（1）通常保育 午前 7 時 30 分から午後 7 時 00 分まで

（2）延長保育 午後 7 時 00 分から午後 8 時 00 分まで

（3）夜間保育 毎週月曜日、水曜日、金曜日の午後 2 時 30 分から翌午前 11 時 00 分まで

（保育受託の方法）

第 5 条 保育は、月極め受託によるものとする。但し、やむを得ない事情等のため保育を必要とするときは、一時保育（週 2 日以内）を認めることがある。

（入所資格）

第 6 条 保育所に入所できる者は、病院に勤務する職員及び臨時職員（週 30 時間以上勤

務するもの)の監護する子であり、保育に欠けることとなる生後57日目から未就学児までの健康な乳児及び幼児とする。ただし、病院長(以下「院長」という。)が特に入所を認めたときは、この限りでない。

(定員)

第7条 保育所における入所児童(以下「児童」という。)の定員は、35名とする。

(入所手続)

第8条 その監護する子の入所を希望する職員は、入所を希望する1か月前に保育所入所申込書、誓約書及び、個人情報同意書を院長に提出しなければならない。

(入所の決定及び許可)

第9条 院長は、前条の申込みを受けたときは、入所の是非を判断し、入所を決定するものとする。

- 2 院長は、前項の規定により入所を決定したときは、入所許可書を、許可を受けた職員(以下「保護者」という。)に交付するとともに、児童が入所する2週間前までに、保育所に通知するものとする。

(保育料)

第10条 保護者は、**別表1**の保育料を、病院に納付しなければならない。

- 2 2人以上の児童が入所している場合は、2人目からの保育料は、前項に定める額の2分の1の額とし、一時保育料は保育児1人1回につき徴収するものとする。
- 3 月極保育利用の場合においては、月途中での入所又は退所の場合の保育料は、日割り計算をした額とする。
- 4 月極保育利用は、1箇月のうち保育した日数が12日(2人目以降の児童は6日)以下の場合は、当該月の保育料は一時保育料にて計算した額とする。
- 5 延長保育料(給食費は別途付加)は、別表1のとおりとする。
- 6 保育料は、受託会社にて各月の実績に応じて口座引落としとする。
- 7 保育料の利用料金について、やむを得ない経済情勢及び問題などが発生したときは、院長が特に必要と認めるときは、保育料の利用料金を改定することができる。また、保育料以外の保育に係る実費やその他の負担も同様とする。

(実費)

第11条 保護者は、必要に応じ前条第1項から第4項までに規定する保育料以外の保育に係る実費を、負担しなければならない。なお、年2回の定期健康診断に係る費用については、指定された条件で受診した場合は、費用負担を要しない。

(その他の負担)

第12条 保育上必要とする用具・材料等で院長が別に定める物品は、保護者が負担しなければならない。

(納付期限)

第13条 保育料は、当該月の16日までに納付しなければならない。但し、一時保育料、延長保育料（給食費含む）については翌月16日までに納付しなければならない。

(月間保育所利用表の提出)

第14条 保護者は、毎月27日までに、翌月の保育所利用日程を、保育施設利用予定表に予定を記入して、保育所に提出しなければならない。

2 保育所は、前項の保育施設利用予定表に基づき翌1か月間の保育スケジュールを計画しなければならない。

3 保育所は、前月の保育施設利用予定表に実績を記入し、翌月5日までに、病院に提出しなければならない。

(変更の通知義務)

第15条 保護者は、保育所利用日程に変更が生じたときは、速やかに保育所に通知しなくてはならない。

(登所の制限等)

第16条 保護者は、疾患に罹患している児童を登所させてはならない。

2 保護者は、児童の体調が悪化したときは、早急に迎えに来なければならない。

(保育の停止)

第17条 院長は、入所している児童が、他の児童に著しく影響を与える感染性疾患に罹患し、又はその疑いがある場合、若しくは保育を停止する必要があると認めた場合は、一時的に許可を取り消し、保育を停止することができる。

2 児童が軽快したときは、保護者は、それを証明する医師の診断書を院長に提出しなければならない。

3 第1項の停止期間は、前項の診断書の提出をもって終了することとする。

(緊急時の連絡等)

第18条 保育所は、保育中に児童の怪我、容態異変等があった場合は、速やかに保護者及び病院に連絡し、最善の対応を実行しなければならない。

(退所手続)

第19条 児童の退所を希望する保護者は、退所の1か月前に、保育所に対し、退所の意思を通知するとともに、院長へ退所届を提出しなければならない。

(保護者の責務)

第20条 保護者は、本規程及び別紙「重要事項説明書兼入園のしおり」（以下「入所のしおり」という。）を遵守しなければならない。

2 保護者は、児童の持病、体質等に関する情報その他の保育に必要な情報を、保育所に対し、事前に報告しなければならない。

3 保護者は、児童の毎朝の体調等を保育所に報告し、保育の安全に協力しなければならない。

(退所命令)

第21条 院長は、児童の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合、退所を命ずることができる。

(1) 本規程及び入所のしおりや運用仕様書を遵守せず入所継続が不適当と認める場合

(2) 保育料等を3ヶ月以上滞納しその支払いに応じない場合は、病院事務局にて天引きできる。

(その他)

第22条 この規程及び入所のしおりや運用仕様書に定めるもののほか、保育所の運営に関して必要な事項は、必要に応じて院長が決定する。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

この規程は、平成21年7月21日から施行する。

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

この規定は、平成23年4月1日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和2年2月1日から施行する。

この規定は、令和7年7月7日から施行する。

別 表 1 (第10条関係)

区 分	利 用 料 金	備 考
月極保育	月 額 25,000円 ※1か月の利用が23日を超える場合、一時保育料金が追加で発生するものとする。	2人目は2分の1の額とする ※1 ※2
一時保育	1人1回 2,000円	2人目も同額 ※1 ※2
延長保育 (通常保育19時以降および夜間保育11時以降)	30分未満 250円 30分以上1時間未満 500円 (以後30分毎に250円)	必要研修や遅出勤務は20時まで延長保育料は発生しない(事前申告要)。 ※1 ※2
慣らし保育	1日につき 1,000円	

※1 料金は全て税込み金額

※2 保育料以外に係る実費負担あり

平成 26 年 1 月 27 日規程
平成 27 年 2 月 13 日改定
平成 31 年 4 月 1 日改定
令和 2 年 4 月 1 日改定
令和 7 年 7 月 7 日改定

「病児保育」規程

「病児保育」とは

病気により保育園などで通常の集団生活ができず入院処置を必要としないが、家庭での看病が困難な場合に子どもを一時的に預かり、親の育児と就労の両立支援を目的として保育を行うこと

「病児保育」実施にいたる背景

病児保育に対する職員のニーズがあり、両親の勤務先の医療レベルの水準を維持し、仕事と育児を両立しながら働ける職場環境づくりを推進していく

1. 対象年齢・・・生後 57 日 ～小学 3 年生、
2. 定 員・・・1 名
3. 対象児・・・市立岸和田市民病院に勤務する職員の子ども
4. 保育日・・・月～金曜日（保育できない日：土・日曜日・休日・12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）
5. 時 間・・・受付 7 時 30 分、開始 8 時～終了 18 時
（待機保育士は当日 11 時まで、すくすくルームにて待機）
6. 保育場所・・・6 階西病棟 病児保育室
7. 保育料金・・・1 回 2,000 円
 - 1) 保育料は当日に現金で徴収することとし、保護者が事務局で支払いを行う
 - 2) 昼食に病院食を希望する場合は食事療養費標準負担額（一般所得者）が別途必要

8. 申し込み時間

- 1) 前日 18 時までまたは当日の 7 時 30 分～11 時に「すくすくルーム」へ電話での申込みを行う。もしくは直接口頭で申込みを行う。
（医師以外の職種の当日申込受付時間は 7 時 45 分からとする）
医師以外の職員が前日までに利用申込みをした場合は 7 時 45 分過ぎに再度利用申込みを行う。
（3 日間の連続利用を申込みしている場合も同様に当日 7 時 45 分過ぎに再度利用申込みを行う）
- 2) 前日、病児保育を予約した後キャンセルをする場合は、当日の 8 時までとする
（10 時を過ぎると昼食の料金の負担が発生する）

9. 申し込み方法・・・手続きは、全て「すくすくルーム」で行います

- 1) 緊急時の病児保育の利用に備え「病児保育利用登録書」を必ず提出し、事務局経営管理課へ提出する。
- 2) 利用時には必ず小児科医師が記入した「病児保育利用病状報告書」と保護者が記入した「病児保育問診票」の提出が必要である。
 - ① 利用決定後「かかりつけ医」を受診し、医師に「病児保育利用病状報告書」への必要事項の記入を依頼し、保育士に提出する（診断書は不要。）。

- ②「病児保育問診票」の第一・第二連絡先は、勤務部署の内線番号もしくは、いつでも連絡が
つながる家族の電話番号を記入する。
- ③「病児保育利用病状報告書」と「病児保育問診票」は各部署の「病児保育ファイル」内に有
る用紙を利用する）与薬が必要な場合は「病児保育問診票」の“★与薬依頼書”の記入欄に
必要事項を記入する。
「与薬依頼書」への記入が無い場合、保育士は与薬ができないため保護者が行う。
保育士の与薬する薬剤は、今回の受診時に処方され「病児保育利用病状報告書」に医師より
記載された薬剤のみに限る。（常備薬や処方されていない薬剤、保護者の勝手な判断による坐
薬を使用しての病児保育は利用できない。）
- 4）保護者は必要物品を持参の上、6階西病棟の病児保育室に病児を直接つれていく。
- 5）1回の連続した利用期間は、最長3日間とする。
- ① 3日連続利用を希望しても保護者の都合で連続とならない場合は、利用は不可となる
（1日目に病児保育を利用し、2日目に家族が保育した場合、3日目の病児保育の利用は不可）
- ② 3日連続利用が中断した場合、病児保育はその時点で終了とし、利用の権利は他児にうつる
- ③ 連続利用が中断し3日目再度、病児保育を利用したい場合は、再度申込み手続きを行う病
状の変化が無い場合、再度提出する「病児保育利用病状報告書」の記載は保護者記入欄の
みで可とする
- 6）連続で病児保育を利用する場合「病児保育問診票」は毎日提出する。利用初日は、全ての項
目についての内容を記入し、二日目以降は黒枠内のみ記入していく。

10. 利用をお断りする場合

- 1）定員数1名のため、既に病児保育を利用している場合の「利用申込み」は不可とする。
- 2）「はしか」や病状悪化・全身状態が不良の以下①～⑥の場合は、病児保育の利用は不可とする。
- ① 高熱状態が持続しており、活気無く、ぐったりしている
（※ 高熱であっても活気があり、水分・食事摂取ができている場合は、病児保育の利用は可）
- ② 喘鳴・咳嗽があり、息苦しさ（呼吸困難）がある
- ③ 食欲がなく、飲水も食べることもできない（脱水症を疑う場合）
- ④ 嘔吐・下痢がひどく、飲水もできていない（脱水症を疑う場合）
- ⑤ 高熱や下痢・嘔吐のために脱水症の兆候が見られる
- ⑥ 前日から徴候があるにも関わらず受診していない

11. 保育体制

- 1）「すくすくルーム」は病児保育の利用が前日に決定した場合、6階西病棟に「翌日、病児保育」
が実施されることを連絡する。
- 2）病児保育の利用予定が無い場合でも保育士は、「すくすくルーム」に出勤し保護者からの連絡
に備え8時～11時まで待機を行う。
- 3）保育士は利用当日に病児保育の依頼を受けた場合、「すくすくルーム」から6階西病棟及び事
務局に「病児保育」が当日実施されることを連絡する
- 4）保育士は病児保育室に出勤し、環境整備を行い8時以降に病児保育を開始する。
- 5）保育士は保護者から提出された「病児保育問診票」の記載内容を確認し、コピーを行う。
- 6）病児保育開始の準備終了後、訪室した病棟看護師に「病児保育問診票」のコピーを手渡し、
互いに情報共有を行う。
- 7）昼食が必要な場合、保護者は食事箋に食事内容を記入し、病棟看護師に栄養管理部門へのF
AXを依頼する（保育士は、病児から離れることはできないため6階西病棟スタッフが食
事箋のFAX対応を行う）。
- 8）病児保育開始後、保育士は必要時検温を行う。また事前に保護者から依頼を受けた処置や療
養上の世話を行う。

- 9) 病棟看護師は、午前・午後（その他、緊急時にも対応）に訪室し「病児の病状に変化が無い
か」の確認を行う。
- 10) 入室時に明らかに医師の診察が必要な病状である場合
- ① 当日の病児保育の担当看護師は、外来師長に連絡を行い、外来師長は小児科医師と外来看護師に「小児科受診」について連絡と受診の手続き、その他の調整を行う
 - ② 外来師長は受診決定後、担当看護師と保育士に連絡を行い、受診には保護者自身が付添い、医師の病児保育可能であるという判断のもと、保育士と看護師は病児保育を行う
- 11) 入室中の病児の病状に変化があった場合
- ① 症状の悪化が疑われる時は、保育士はナースコールで病棟看護師に病児の観察を依頼する
 - ② 病棟看護師は病児の観察後、医師に相談し、適切な処置と指導・助言を保育士に行う
 - ③ 病棟看護師が医師の診察が必要と判断した場合は、医師と小児外来看護師へ連絡を行う。
小児外来看護師は、Dブロックのクラークへ基本伝票を依頼し、病児保育室内で診察を行う
 - ④ 保育士は保護者に連絡を行い「診察の必要性」を説明し、診察の承諾を得る
 - ⑤ 診察は病児保育室内で行い、必要な処置介助は病棟看護師が行う
 - ⑦ 診察後、病棟看護師は必要時観察を行い、保育士からのナースコールにも対応していく
 - ⑧ 保育士は医師の診察後、病児の観察を適時行い、必要時、病棟看護師へナースコールで状態を報告する
 - ⑨ 病状が悪化し、点滴治療が必要となり病児保育が困難となった場合、病児保育は終了となる。
- 12) 保育士は、保護者が迎えに来るまで安静に保育を行い、保護者のお迎え後、病児保育室の清掃を行う。使用した不潔寝具はダートリーリネンに入れ、新たに清潔なリネン1セットをリネン庫から取り出し、次回の病児保育に備えて準備しておく。
- 13) 保育士は「病児保育利用病状報告書」の原本と「病児保育問診票」のコピーをファイルに綴じ、病児保育室で保管する。
- 14) 保育士は、病児保育が終了したことを病棟看護師に報告し、病児保育室を施錠する（鍵の管理・保管は6階西病棟と事務局で行う）。

12. その他

- 1) 緊急時や一時的に保育士が病児から離れる事態が発生した場合、病児の安全を考慮し6階西病棟スタッフがその間の保育士の代行を行う。
- 2) 保育室は、転落を避けるためベッドは使用せず洗浄できる畳を床に敷きつめ、その上に専用マットを敷き使用する。
- 3) 保育室内の装飾は、「すくすくルーム」が担当する。

13. 食 事

- 1) 食事・おやつ・飲み物は、持参する。
- 2) 昼食に病院食を希望する場合は食事療養費標準負担額（一般所得者）が別途必要。
- 3) 病院食が必要な場合は、保育士が病児保育の食事箋に必要事項を記入し、6階西病棟スタッフから栄養管理部門へFAXを行う。

14. 持ち物

診察券・病院で処方された薬とお薬情報・公費負担医療受給者証・マイナ保険証・衣類・愛玩具・タオル・バスタオル・ビニール袋（汚物入れ）・オムツ・おしり拭き・ミルク・哺乳瓶など

15. 必要書類の管理と職員へのお知らせ方法について

- 1) 必要書類・マニュアル類を「病児保育ファイル」として各部署へ配布。
- 2) 実績確認は、必要書類を事務局が院内保育同様、各部門に（1回／月）提出し報告を行う。

